

運送事業者のみなさまへ

首都圏の大気環境の改善のため、九都県市では貨物の運送を依頼する荷主の方々に、環境により良い自動車の利用をお願いしています。実際に貨物を運送される運送事業者のみなさまは、以下のとおり御協力をお願いします。

- **首都圏ディーゼル車規制※に適合した自動車を使用してください。**

※貨物の発着地とする場合だけでなく、通過するだけでも対象になります。
また、規制基準は都県の条例により異なりますので、各都県にお問い合わせください。

- **自動車NOx・PM法の対策地域内で登録可能な自動車※※を使用してください。**

※※車検証の備考欄に、「使用車種規制（NOx・PM）適合」と記載があります。

- **低公害車をできるだけ使用してください。**

- **走行の際にはエコドライブを心がけてください。**
<http://www.9taiki.jp/eco>

—九都県市とは—

九都県市とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の1都3県5政令市をいいます。
首都圏の大気環境改善のため、ディーゼル車規制をはじめとした取組みを共同で行っています。

お問い合わせ先

埼玉県環境部大気環境課 (048-830-3064)
千葉県環境生活部大気保全課 (043-223-3807)
東京都環境局環境改善部自動車環境課 (03-5388-3462)
神奈川県環境農政局環境部大気水質課 (045-210-4180)
横浜市環境創造局環境保全部交通環境対策課 (045-671-2490)
川崎市環境局環境対策部交通環境対策課 (044-200-2531)
千葉市環境局環境保全部環境規制課 (043-245-5190)
さいたま市環境局環境共生部環境対策課 (048-829-1330)
相模原市環境経済局環境共生部環境保全課 (042-769-8241)

九都県市あおぞらネットワーク <http://www.9taiki.jp/>

九都県市で共同して実施している低公害車の指定制度やエコドライブ講習会等を紹介しています。

— 事業者のみなさまへ —

貨物を運送する際には 環境により良い自動車の 利用をお願いします

平成15年10月から開始した首都圏ディーゼル車規制に御協力いただき、九都県市内の大気環境は大幅に改善しました。
しかし、浮遊粒子状物質（SPM）や二酸化窒素（NO₂）の大気環境基準を継続的・安定的に達成しているとは言えない状況です。



首都圏の大気環境のさらなる改善のために
貨物を運送する際は、環境により良い自動車の利用をお願いします。

九都県市首脳会議

環境問題対策委員会大気保全専門部会

（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

「環境により良い自動車」とは…

首都圏ディーゼル車規制に適合する自動車

首都圏を走行するには

各都県条例のディーゼル車規制に適合する自動車

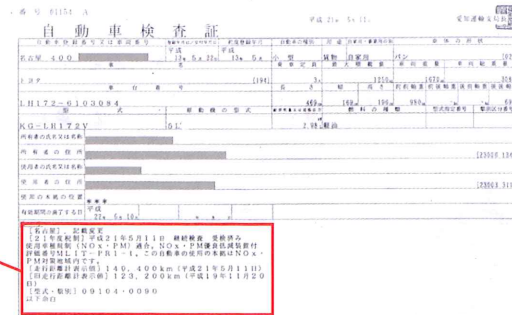
であることが**義務付け**られています。

※ディーゼル車規制の基準は各都県の条例により異なります。

自動車NOx・PM法の対策地域内で登録可能な自動車

自動車NOx・PM法の対策地域内で登録可能な自動車は、自動車検査証（車検証）の左下の備考欄に「**使用車種規制（NOx・PM）適合**」と記載があります。

※車検証に「適合」の記載があっても、東京都・埼玉県のディーゼル車規制には適合していない場合があります。条例の規制への適合は各都県にお問い合わせください。



九都県市では「首都圏ディーゼル車規制に適合する自動車」かつ「自動車NOx・PM法の対策地域内で登録可能な自動車」を「環境により良い自動車」として利用を推進しております。大気環境のさらなる改善のため、一歩進んだ**低公害車の積極的な利用をお願いします。**

低公害車（大気汚染物質の排出量が少ない又はまったく排出されない自動車）

九都県市や国は、排出ガスの濃度や量を一定割合以上低減させた低公害車にステッカーを交付しています。低公害車かどうか判断する際の目安にしてください。

低公害車を示す主なステッカー

九都県市指定低公害車ステッカー



国のステッカー（例）



※低公害車は、九都県市あおぞらネットワークで検索できます。
(<http://www.9taiki.jp/>)

貨物運送を依頼する事業者のみなさまは、以下のとおり環境により良い自動車利用の推進に御協力ください。

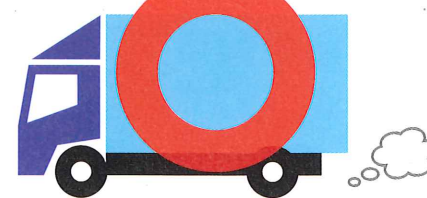
運送事業者を選ぶ際に…

貨物の運送にあたっては、環境により良い自動車で運送ができる事業者[※]に依頼するようお願いします。

ディーゼル車規制が適用されない地域の運送事業者が、NOx・PM等の大気汚染物質の排出量が多い古い車両を使用して、安価に運送を請け負う場合があります。

事業者の選定は、環境面への配慮を考慮するようにお願いします。

環境により
良い自動車



環境に配慮
しない自動車



※運送を依頼された事業者が都県の条例違反で摘発された場合、依頼した者も責任を問われる場合があります。（荷主等の義務違反）

運送事業者をお探しの際に

環境により良い取組を行っている運送事業者をお探しの際には、以下のHPを参考にすることもできます。

「**グリーン経営認証**」

<http://www.green-m.jp/index.html>

「**東京都貨物輸送評価制度**」

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/nenpi-hyoka.html>

契約・依頼の際には…

契約書への記載例

〇〇契約書

第〇条 運搬方法

〇〇契約の履行にあたり、貨物等の運搬の際、運搬車両は、以下の項目を実施すること。

- 1 運搬の際に走行する都県の条例に定める排出基準に適合した自動車を使用すること。
- 2 自動車NOx・PM法に定める使用車種規制適合車を使用すること。
- 3 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。
- 4 エコドライブに努めること。
- 5 荷積み・荷降ろしの際はアイドリング・ストップを行うこと。

…

運送を依頼する際には

- ・ 契約書に記載する
- ・ 次のページのコピーを提供する

などの方法により、環境により良い自動車での運送をお願いしてください。

